

平成30年 6月 6日(水)
大阪合同庁舎第一号館 第一別館2階 大会議室

第7回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会
議 事 録

近畿地方整備局

目 次

1. 開 会
2. 挨拶
3. 出席者紹介
配付資料の確認
議事の公開について
4. 議 題	
(1) 使用の認可に関する処分の手続きについて
(2) 寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について
5. その他
6. 閉 会

開 会

○司会（代表幹事：近畿地方整備局 建政部 佐藤部長）

若干早いですけれども、ただ今より「第7回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会」を開催させていただきます。

本日は大変お忙しいところ、また、お足元の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、国土交通省近畿地方整備局建政部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

会議の開催に先立ちまして、本幹事会の代表幹事として一言ご挨拶をさせていただきます。

挨 拶

○司会

近畿圏大深度地下使用協議会は、大深度地下使用法に基づきまして、近畿圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うことを目的としてまして設置されております。

本日の幹事会は、「寝屋川北部地下河川」について、大深度法第10条に基づきまして、使用認可の申請がなされたことを踏まえて開催するものでございます。この本日の開催は平成28年10月以来の開催となります。

幹事会では、まず、国土交通本省より大深度法に基づく使用認可に関する処分の手続についてご説明をいただきます。

次に、「寝屋川北部地下河川」の事業者であります大阪府さんより、本事業の使用認可の申請概要についてご説明をいただく予定をしております。

閉会は15時半頃を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

議事の方、座って進行させていただきます。

それでは、議題に入りますが、取材の方におかれましては、後ほど本会場において、事務局より記者ブリーフィングを幹事会終了後に予定しておりますので、ここでご退室いただきますよう、お願い申し上げます。

出 席 者 紹 介

○司会

本日の出席者でございますが、本来であれば、お一人お一人のお名前をご紹介すべきところですが、会議時間も限られておりますので、お手元にお配りしております出席者名簿と配席図によりまして、ご紹介に代えさせていただきますと思います。

配付資料の確認

○司会

続きまして、配布資料の確認を行います。

本日の配布させていただきました資料は、①議事次第、②出席者名簿、③配席図、それから資料が1から3までございまして、④資料1「使用の認可に関する処分の手続きについて」、⑤資料2「寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について」、⑥資料3「使用認可申請書の抜粋（申請書、図面）」ということになっております。資料に漏れ、過不足等ございましたらお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

議事の公開について

○司会

議題に入ります前に、本日の議事の取扱いにつきまして、事務局より説明させていただきます。

○事務局（近畿地方整備局 計画管理課 大澄課長）

事務局を務めさせていただきます国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長の大澄と申します。本日はよろしくお願い致します。

本日配布いたしました資料につきましては、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」において広く一般への公開に努めるとされていることから、幹事会終了後に行う記者ブリーフィングにおいて配布させていただくとともに、近畿地方整備局のホームページに後日、掲載させていただきたいと思っております。

また、議事録につきましては、発言された方にご確認いただいた後に、近畿地方整備局のホームページに同じく掲載させていただきたいと思っておりますので、その旨ご了承いただきますようお願い致します。事務局からは以上になります。

議 事

(1) 使用の認可に関する処分の手続きについて

○司会

それでは議事次第に基づきまして議事に入ります。議題（1）「使用の認可に関する処分の手続きについて」、国土交通省都市局都市政策課都市政策調査室横田室長よりご説明をお願い致します。

○国土交通省（国土交通省都市局都市政策課都市政策調査室 横田室長）

今ご紹介いただきました、国土交通省都市局都市政策課都市政策調査室長の横田と申します。

お手元の資料1をご覧ください。1枚めくっていただいて、資料の1ページ目についてご説明いたします。

寝屋川北部地下河川事業の使用認可に関する処分の手続について、私ども都市局都市政策課が大深度法の法律を所管する処分庁に当たります。

こちらの内容ですが、今回、使用認可に関する処分を行うわけですけれども、認可の効果としましては、寝屋川北部地下河川事業の河川事業のような公共公益事業につきまして、大深度地下の公共的使用を行う場合に、使用認可を受けますと、事業者が事前に補償を行うことなく事業を実施できるという法的効果を有する処分になってございます。

参考までに大深度地下の範囲でございませけれども、法律の2条とそれに基づく政令におきまして、通常利用が想定されていない深さ、地下40m以深、あるいは支持地盤上面から10m以深、どちらかの深い地下が大深度の範囲となっております。

また、この法律の対象範囲でございませけれども、法律の3条とそれに基づく政令によりまして、近畿圏は、こちらにあります青色の場所の自治体の地域を対象として処分が行われることとなっております。本日、議題になっております寝屋川北部地下河川事業の区域につきましては、青色の地域で行われる事業でございませ。

資料の2ページ目でございます。左側に大深度地下使用認可の手続きの流れを記載してございます。

こちらの現在の状況については、3ページ目において詳しく説明いたします。

また、右側には、使用認可の要件が1号から7号までを記載しております。これらの要件について、今後審査していくこととなります。

3ページ目でございます。本日、近畿圏大深度地下使用協議会幹事会を開催してございますけれども、これに関しまして、特に関連性が深い法律上の手続としまして、関係行政機関の意見の聴取という手続がございませ。

法律の18条の条文に関する内容を列挙してございませけれども、まず1つ目、①としまして、『国が使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったとき、その他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない』という条文がございませ。

こちらにつきましては、受理した使用認可申請書に既に「関係のある行政機関の意見書」が添付されておりますので、現時点におきましては、関係行政機関の意見を求めなければならないというような状況にはないと考えてございませ。

一方、②に記載しております、『関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について国土交通大臣に対して意見を述べることができる』という条文がございませ。こちらは安全の確保、環境の保全等につきまして、関係行政機関から意見を述べるができる仕組みになってございませ。

その下に手続の流れを示しており、寝屋川北部地下河川事業につきましては、事業者から使用認可申請書が事業所管大臣である国土交通省に平成30年2月28日に提出されております。

その後、平成30年4月24日に、国交省から沿線の区に申請書の写しを送付し、5月11日から5月25日において、区での申請書の公告・縦覧が完了したところでございます。現在は、利害関係人からの意見書が大阪府より送付されたところでございます。

今後の手続きでございますけれども、関係行政機関の意見聴取や公聴会の開催等が必要に応じて実施したうえで、申請書を審査し、最終的に使用の認可に関する処分として、使用の認可あるいは認可の拒否を行います。

使用の認可をした場合には、事業区域の長期縦覧、それから告示を経て登録簿の閲覧を行う予定になっております。

本日の大深度地下使用協議会の幹事会ですが、先ほど御説明しましたとおり、関係行政機関から国土交通大臣に対する意見を述べることができますので、具体的な日程を別途調整させていただいた上で、今後、大深度地下使用協議会を開催し、そこで関係行政機関の意見を聴取することを予定しておりますが、その事前に、この幹事会において、使用認可申請書の概要を事業者から説明していただくものでございます。

簡単ではございますけれども、使用認可に関する処分の手続につきましてはの御説明は以上で終了いたします。

○司会

ありがとうございました。

只今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ございましたら、挙手をお願い致します。

(2) 寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について

○司会

続きまして議題(2)「寝屋川北部地下河川の使用認可の申請について」、事業者であります大阪府寝屋川水系改修工営所よりご説明を願ひ致します。

○大阪府(寝屋川水系改修工営所 宮武所長)

事業者であります大阪府寝屋川水系改修工営所の所長をします、宮武でございます。本日は、寝屋川北部地下河川の大深度地下使用に係ります使用許可申請書につきまして、関係行政機関の皆さまへのご説明の場を賜りお礼申し上げます。

私どもの事務所では、寝屋川流域におきまして総合治水対策事業を進めております。その中心となる事業が北部と南部の地下河川でございます。その中でも北部の地下河川の未整備区間につきましては、施設を収容いたします都市計画道路の見通しが未定でありますことから、大深度地下を使用し整備する事によりまし

て事業の効果の早期発現を図るものでございます。詳細につきましては引き続き担当の方からご説明申し上げます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○大阪府（寝屋川水系改修工営所建設課 灰原総括主査）

寝屋川水系改修工営所企画防災グループの灰原でございます。着座にて失礼致します。

資料につきましては、資料2、資料3、それからパンフレットが該当いたします。説明につきましては、資料2と前の画面を見ていただきまして説明させていただきます。

まず、寝屋川北部地下河川事業での大深度地下使用認可申請の説明にあたりまして、まず事業の概要について説明致します。寝屋川北部地下河川は、寝屋川流域での治水対策の一環として計画、整備しておりますので、寝屋川流域、及びその治水対策の概要をご紹介し、寝屋川北部地下河川事業の概要について説明させていただきます。

そして、次に、使用認可申請書の内容についてでございます。

申請書の内容については、その主たるものである、大深度地下の設定、物件の調査、耐力の確保、安全の確保、環境の保全について説明させていただきます。

それでは、事業概要についてでございます。

寝屋川流域の概要です。画面左側に、『大阪府の地図』がございます。寝屋川流域は、淀川と大和川の間、そして、東は、大阪府と奈良県の府県境、生駒山地の尾根までの範囲となっております。画面右側には、寝屋川流域の部分を拡大したものがございます。西側は、南北に半島状に突き出た上町台地があり、その北の突端、ちょうど大阪城がある場所でございますが、この『京橋口』1箇所、寝屋川流域の水が、一級河川旧淀川、大川に流れ込む地形となっております。

この『寝屋川流域』は、大阪市ほか全12市に跨り、面積は、約270平方キロメートル、人口は、約270万人で、これは、面積では、大阪府の約7分の1人口では、大阪府の約3分の1にあたります。大阪府におきましても、市街化が進み、人口密度が高いエリアと言えます。

また、お住まいの方々の他、事業所も多く、その資産規模も、51兆円でございます。

次にですね、断面図でご紹介したものでございます。寝屋川流域では、『4分の3』が、川よりも低い「内水域」で、街から川へはポンプ施設により、排水することになります。また、低平地であることから、河川の勾配も非常に緩やかで、また、大阪湾の潮位の影響を受けること、さらに、流域の出口が、京橋口1箇所だけであるという、非常に厳しい条件にあるということがご承知いただけるかと思っております。

画面は主な河川の様子でございます。少し、ご紹介いたしますと、例えば、真

ん中の写真5番恩智川下流部でございます。この写真では背が高い特殊堤防をはさみ、水面の高さと堤内地の道路の高さから、この付近の地盤の低さがご覧いただけるかと思えます。この付近は、大阪港から上流約20kmにあたりますが、干満の影響を受ける感潮区間になっております。

次に、過去の代表的な水害です。これまで説明してまいりましたとおり、感潮区間が内陸まで入り込む、低平地の寝屋川流域では、水はけが悪く、浸水被害が頻発しております。真ん中の2つの写真は、昭和47年、昭和57年の梅雨や台風での豪雨災害でのものです。

当時、河川や下水道の整備途上の段階であったこと、また、同時に、高度成長期で、急激に都市化が進み、田畑から宅地・事業所への開発が進んでまいりました。そのため保水・遊水機能の低下により流出量は増加、これにより、浸水被害が頻発するという状況でございました。また、近年でございますが、気象変動で、局地的大雨の発生回数は増加傾向にあります。河川や下水道の整備が、一定進んだ現在におきましても、局地的豪雨による浸水被害が生じているという状況でございます。

次に『総合治水対策』についてで、ございます。この寝屋川流域での治水対策では、河川と下水道が一体となって整備を進め、流域の保水・遊水機能を人工的に取り戻すという考え方にに基づき、総合治水対策を立案しております。河川、下水道事業による様々な施設整備と一定規模以上の、所謂、開発での恒久的な流出抑制施設の設置を、法律により義務化するなどソフト、ハードの対策を組み合わせたものとなっております。ハード対策では、河道改修の他、貯留施設として、遊水地、流域調節池、放流施設として、分水路、そして、地下河川の整備がございます。

寝屋川北部地下河川事業の概要について、でございます。寝屋川流域総合治水対策では、南北2つの地下河川が計画されています。地下河川には、下水道事業での浸水対策施設、『増補幹線』などが接続し、それらの雨水を集め、最下流部のポンプにより、寝屋川流域の流域外に、バイパス、排水する計画になっております。寝屋川北部地下河川は、全体延長14kmで、流域基本高水ピーク流量毎秒2,700m³のうち、毎秒250m³を分担いたします。寝屋川北部地下河川は、大阪市の『鶴見緑地』の一角にある鶴見立坑から上流、寝屋川市の讃良立坑まで、約6.6kmが完成し、一時貯留施設として暫定運用を行っております。

また、現在、鶴見立坑に接続する、もう一つの支川にあたります守口調節池、約3.1kmを平成32年度の完成に向け、鋭意施工を進めているところです。この2つの下流にあたる、排水機場から鶴見立坑までの約4.6kmが未整備区間となっております。この区間の一部について、今回、大深度地下使用認可申請を行っております。この約4.6kmの区間には、途中に、城北立坑を設け、上流側、城北立坑から鶴見立坑までを鶴見調節池、下流側を都島調節池と呼んでおります。上

流側は、延長約 1.7km、内径 9.0 mでございます。下流側の都島調節池は、延長約 2.9km、内径 11.5 mのトンネルになっております。

なお、排水機場ですが、治水施設の整備を段階的な整備を行っていきとしておりまして、最終的な計画の毎秒 250 m³のうち、約 3分の1にあたる毎秒 85 m³を当面の整備目標としおります。これまで寝屋川北部地下河川は、都市計画道路の下や、公園等の公共施設の下に整備を進めてまいりました。未整備区間につきましては、排水機場の直上流部の約 0.3km を除き、都市計画道路の下に整備することとして計画しておりました。東側から、鶴見区から都市計画道路都島茨田線、城東区を東西方向に整備される、都島茨田線がございます。そして都島区と接するところで、都市計画道路北野今市線に繋がります。

従来のように道路の下に築造するという手法では、現在、都市計画道路都島茨田線のうち、大阪内環状線から都島通との交差までの約 2 km が未整備の状況でございますので、河川事業の進捗により、現地に着手することができません。

都市計画道路の進捗に影響されることなく、治水対策を推進するため、大深度地下を使用することといたしました。

続いては、大深度地下使用認可申請の内容について、でございます。

まずは、大深度地下使用法における地域要件、事業要件に対して、寝屋川北部地下河川は、地域は大阪市域、事業は河川事業ですので、地域要件、事業要件とも該当いたします。また、「大深度地下で施行されるものであること」を担保する『大深度地下』の設定でございますが、調査、検討の結果、杭基礎を有する建物を対象、こちらの②でございます。こちらの方を対象として設定することとなりました。次ページから順次説明させていただきます。

大阪府都市整備部では、寝屋川北部地下河川事業での大深度地下使用に関して、学識経験者により専門の審議会専門部会を立ち上げております。こちらでの検討を進めるとともに、『大深度地下使用技術指針・同解説』等に基づき、審議会での検討を踏まえ大深度地下の設定を行ってまいりました。また既往資料の調査、ボーリング調査、想定地層断面図の作成、支持層の特定、そして大深度地下の設置と順次進めてまいりました。ボーリング調査では、用地の制約から、地下河川計画ルート直上で実施は難しく、ルート近傍の公園など公共用地で実施することとなりました。そのため、合わせて、関西圏地盤情報ネットワークのデータベースから地下河川計画ルート近傍にあり、必要な深さを有する登録データを使用することといたしました。これらの土質データの位置関係等から 地下河川計画ルートを『西側区間』『東側区間』に分け、それぞれの調査状況等に応じて最適な設定手法により想定支持層を決定することとしました。

青の破線が想定支持層線です。ちょうど国道一号の下、今里筋付近と大阪内環状線付近で深くなっており、それらを包含するよう、支持地盤を設定いたしました。赤の実線が支持地盤となります。これにより、この支持地盤から 10 m下を

大深度地下の上面として設定することといたしました。これらの結果、大深度地下は、深いところで、地表面から約 70 m 下になります。この大深度地下と地下河川の縦断線形、それと対応する、平面図をお示します。この大深度地下使用認可申請では、事業区域を①～③に分けて申請をしております。

事業区域①は、上面で都市計画道路がない区間でございます。事業区域②、③は、都市計画道路 都島茨田線の未整備区間で、その途中で、公共用地でございます城北川、そして城北立坑用地をすでに買収しておりますので、この区間を跨いで、②と③に分けて事業区域としています。

地下河川のトンネルは、上流から下流に向かって自然流下できるように設計いたします。途中、事業区域①と②の間は、大深度地下の設定は行いませんが、自然流下させるということで、構造物は深さ約 70 m 以深に築造することになります。

なお、この線形で都市計画変更を行い、事業区域①、②、③については、その縦断線形、深さに基づき、立体都市計画としています。

物件の調査については、大深度地下使用法第 13 条において、『事業区域に井戸その他の物件があるかどうかを調査し、云々』を受けたものとなっております。事業区域①～③に、敷地がかかる住居、事業所を対象に、大阪府の職員により個別訪問を実施し、井戸その他の物件がないことを確認しております。

次に耐力の確保についてでございます。

大深度地下を使用するためには、その土地において、通常の建築物が建築されても、その構造に支障がないものとする必要がございます。

今回の構造物はシールドセグメントによる管渠でございます。

建物荷重は、大深度地下使用技術指針・同解説に基づき設定しております。また、地下河川は、雨水を貯留、流下させる施設であるため、満管状態、すなわち、内水圧を考慮した設計を行う必要がございます。

そのため、シールドセグメントの設計には、トンネル標準示方書に加え、財団法人先端建設技術センターが編集する『内水圧が作用するトンネル覆工構造設計の手引き』に基づき、実施しております。ここでは、内径が大きい、事業区域①、②の都島調節池での計算結果をお示ししております。

セグメントは、桁高 500 mm、幅を 1.1 m と致しまして、各種基準等に基づき、検討ケースを設定し、計算しております。その結果、各部材において、許容値を満足していることを確認することができました。事業区域③の鶴見調節池の内径 9.0 m のシールドセグメントにつきましても、同様に、許容値を満足することを確認しております。

安全の確保についてでございます。道路トンネルなどの場合では、その利用者を対象とした安全対策等を中心に、記載されることとなります。今回の申請は、地下河川トンネルで、一般利用者のための施設ではございませんので、本日は、特に、構造物として、地震時の対策がどのようなものかについてをご説明いたし

ます。

大深度地下使用の基本方針では、地震に対する施設の設計に関すること、また、活断層上への施設の設置を極力さけることが示されております。地下河川トンネルは、地上との接続する構造物である立坑と接続いたします。この接続部については、可とう継手を設けるなど、今後、詳細設計において耐震検討を行うこととしております。また、文献調査から、今回の地下河川の計画ルート上には、活断層は存在していないことを確認しております。

環境の保全につきましては、地下水位、施設配置による地盤変位、地下水の水質、化学反応、掘削土の処理の5つの項目がございます。

まず、地下水位についてでございます。

地下河川計画ルートを囲むように、地下水位の観測地点を4地点設け、各地点において、複数の深さでの地下水位を観測できるよう観測井を向け、1年間観測を行いました。また、観測井では、地下水の流向、流速についても調査を実施しております。これらの観測結果と、地質調査等をもとに、3次元浸透流解析モデルを構築し、今回整備する地下河川トンネル、立坑、排水機場の影響を解析いたしました。

既往の資料を参考に、地下10m～20mにあります所謂、沖積層と、大阪層群の境を上下にしまして、上方、浅い層の地下水について、浅層地下水、下方、深い層の地下水について、深層地下水に分けて整理しました。画面の図面は、浅層地下水への影響を示したものです。左側の図面は、排水機場周辺の解析結果です。構造物の際で5cm未満の水位低下が生じるという解析結果が出ていますが、日々の地下水位の変動に収まるレベルであること、また、その低下の範囲も事業予定地内に収まることから、取水障害は生じないものと判断しております。

また、シールドトンネル部分、城北立坑の構造物周辺では地下水位の変化は、ほとんど生じていません。

次に深層地下水に対する解析結果でございます。こちらでも、排水機場の構造物の際で、5cm未満の地下水位の変化が見られましたが、浅層地下水での結果と同様、取水障害が生じないものと判断しております。深層地下水でも、シールドトンネル部分、城北立坑の構造物周辺での地下水位の変化はございません。

次は、地下水位低下に伴う、地盤沈下について検討した結果をお示しております。排水機場の構造物の際で5cm未満の地下水位低下がございましたが、地盤沈下では、排水機場の構造物の際で最大5mm未満の沈下、排水機場予定地と周縁部でも3～4mmの沈下、という解析結果が出ております。しかしながら、これらの数値は、十分に許容値に収まる値であり、排水機場予定地周辺の家屋等に対しても影響はないものと判断しております。

以上から講ずべき措置としましては、本施設の設置による地下水の変動及び地盤沈下への影響は軽微であると考えておりますが、事後調査の実施、また、観測

により、著しい変化が見られ、本工事が原因と判断された場合には、必要な措置を講ずるものいたします。

次に、施設設置による地盤変位について、でございます。今回、地盤の変位と合わせ、近接構造物への影響を解析することといたしました。地中構造物や高層建物へ近接する3箇所を解析断面として設定しております。建設省土木研究所、『トンネル掘削時地盤変位の予測・対策マニュアル(案)』に基づき、解析モデルを設定し、右側にある断面①～③について解析を行いました。この画面については、断面①～③の解析モデルとその鉛直変位をグラフでお示ししております。これを数字で現したものが画面にございます。先ほどの断面①～③の解析結果を数値で示したものでございます。いずれも、許容値内であることを確認いたしました。これらの結果を踏まえた、講ずべき措置でございますが、本施設の設置による地盤変位が既設構造物に与える影響は問題となるものではありませんが、事後調査の実施、また、予測し得なかった環境影響が生じ、工事が原因と判断された場合には、必要な措置を講ずるものとしております。

次は、地下水の水質及び化学反応について、合わせて説明いたします。調査としまして、地下水の水質、環境基準全28項目と酸性化について、4つの地点で、それぞれ5～7つの深度で、採水、分析をしています。土壌の酸性化については、6つの地点で、それぞれ11～20つの深度、有害ガスについて、同じく6つの地点で、それぞれ2～5つの深度で調査を実施しております。水質の調査結果から、全22検体から、砒素2検体、塩化ビニルモノマー3検体で、環境基準値の超過がございました。これらについては、砒素は、自然由来である可能性が高いこと、塩化ビニルモノマーは他調査でも検出されていることがわかっております。地下水の酸性化に関しては、確認されておられません。土壌調査の結果でも、強還元性を示すものは確認されておられません。有害ガスに関しましても微量でございました。また、加えて、今回、密閉式シールド工法を採用しますので、地下水や土壌の化学反応への影響はほぼないものと考えております。そのため、講ずべき措置としましては、密閉型シールド工法の採用により影響はないものと考えられるが、事後調査の実施、観測により著しい変化が見られ、工事が原因と判断された場合には、必要な措置を講ずるものとしております。

次は、掘削土の処理について、でございます。今回、泥水式シールド工法により施工を行う予定であり、その掘削土につきましては、分級機、プラントにより、土砂と汚泥に分けることができます。土砂と汚泥の概略数量は、この表のとおりでございます。掘削土の処理に関しまして講ずべき措置について、でございますが、まず、汚泥の処分は、産業廃棄物として適正に処分いたします。土砂の処分は、可能な限り再資源化するなど、最終処分量の縮減を検討、事前調査にて土砂が環境基準値を超過した場合には、土壌汚染対策法に基づき運搬、処理する運搬方法については、陸路以外に城北川を活用した水上輸送など、可能な限り環境負

荷の低減を検討いたします。汚泥、土砂とも共通事項等としまして仮置き場を設置する場合には飛散防止等の周辺環境への影響を回避し低騒音型の施工機械を使用し環境影響への低減を図るものとする等々としております。

以上が、環境の保全についてでございます、これらの環境の保全につきましても、大深度地下の特定、耐力の確保と同様に、大阪府の審議会でのご意見をもとに調査検討を行い、その結果について、妥当との答申を頂いております。また、本申請に向けた事前調整、事前審査の段階におきまして、環境省様からご意見を賜わる機会を頂戴できましたので、それらを踏まえ、申請書を作成しております。なお、本申請書についての環境影響評価法の取扱でございますが、河川工事、放水路事業につきましましては、所謂、開発面積が同法律の施行令では、100ha 以上、大阪府の関係条例の施行規則では 50ha 以上が対象でございます。寝屋川北部地下河川全体でも面積は 4ha 程度であるため、本事業では環境影響評価の対象案件には該当しないとなっております。

以上で、寝屋川北部地下河川の大深度地下使用認可申請書の説明を終わります。ありがとうございました。

○司会

ご説明ありがとうございました。

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 伊藤室長補佐

環境省でございます。今、ご説明ありましたように公営事業について環境への保全の対応、色々きめ細かに検討していただきましてありがとうございました。申請書の色々な配慮事項について記述もしていただいております。そういった検討の内容を実際の時に、その効果とか予期せぬ状況を把握するための施工中及び施工後のモニタリングについて、説明にもございましたけれども着実に実施していただきたいというお願いでございます。それから、今後の事業の進捗によっては、近接する道路事業があると聞いていますが、地盤の変異等々、検討された状況等を事業者での共有等もしていただければと思っております。

以上、お願いでございます。よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

今のご願いということで、事業者におかれても出来るだけ配慮していただければと思います。

○大阪府

承知しております。

○司会

他に、ご質問ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいですか。では、議題2をこれで終了させていただきます。

○司会

続きまして、議事次第にあります「5. その他」の議事でございますけれども、これまでの説明以外のことでも結構ですので、ご質問・ご意見等がございましたら、ご発言をお願い致します。

○司会

これで予定されている議事はすべて終了となりますが、他に何かございますでしょうか。

閉 会

○司会

それでは、これをもちまして第7回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

以 上